

松阪市まちなか空家利活用促進制度の流れ

～ 空き家、空き地をみたい方、借りたい方（利用希望者）向け ～

1 利用者登録の申込み	本制度を利用したい方は、下記の必要書類を松阪市役所建築開発課へ提出してください。 ・ 利用者登録申込書（様式第6号） 利用条件に該当することを確認後、利用者台帳に登録するとともに、「利用者登録完了通知書」（様式第7号）を送付します。
-------------	--



2 物件の外観確認・内覧 ※市は、外観確認・内覧に同行いたしませんので、ご了承ください。	登録された物件の外観確認・内覧を希望される方は、建築開発課へご連絡ください。 ○ 外観確認だけの場合 住所の地番等の情報を提供しますので、ご自身で近隣のご迷惑とならないように敷地の周囲からご確認ください。 ○ 内覧を希望される場合、「交渉等希望申込書」（様式第10号）を提出してください。 建築開発課から登録所有者及び担当業者に連絡後、双方に連絡先をお伝えしますので、双方で日程調整のうえ、内覧をしてください。
---	---



3 物件交渉の申込み 	登録された物件の交渉を希望される方は、「交渉等希望申込書」（様式第10号）を提出してください。 ※ 内覧希望時に「交渉等希望申込書」を提出済の場合も改めて提出をお願いします。
---	--



4 物件の交渉 ※市は、売買又は賃貸借に関する交渉・契約については、関与いたしません。	建築開発課から登録所有者及び担当業者に連絡後、双方で媒介交渉を行ってください。 ※ 登録所有者との直接交渉は、登録所有者が「登録利用者との当事者間で行うこと」を希望している場合のみ可能です。
--	--